

三重県LPガス料金高騰対策支援金事業における地方公共団体等の施設の取り扱い

【申請の手引き(3頁)】 2 支援金の概要 (4)値引きの対象者 (支援対象外(3))関係

国の交付金の考え方

今回の支援事業で活用する国の交付金の対象について、国は、『エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業(地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設に対する事業を含む。)]とする』と示しています。

さらに、「直接住民の用に供する施設」とは、原則、公の施設(住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するための施設)とし、その例として、施設利用者が利用料金を払って利用する施設(運動施設、美術館等)や、学校、図書館、公民館等が示されています。

一方、地方公共団体が事務を執行するための庁舎、研究施設等は、対象外であるとされています。

地方公共団体等の施設の取り扱いについて

こうした国の考え方にに基づき、主な対象外施設等を次のとおり整理します。

【主な対象外施設】

- 県、市町の本庁舎、地域事務所、支所等(※1)
- 警察署・交番・駐在所、消防署・分署(※2)
- 国、県、市、町の研究施設等
- 裁判所、刑務所、拘置所、法務局、合同庁舎などの国の行政施設
- ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター 等

【主な対象施設】

- 保育園、学校(※3)、図書館、公民館等
- 運動施設、博物館、美術館等
- 地方自治体が運営する公営企業(例:水道施設、公立病院等)
- 診療所、介護施設、福祉・保健センター 等
- 斎場(※4)

(※1)住民利用可能施設が併設された支所等は、【対象】とします。

(※2)「消防団施設」は、消防団は地域住民により構成された組織であるため、【対象】とします。

(※3)「給食センター」は、学校関係施設として、単独施設、校舎内併設、いずれの場合も【対象】とします。

(※4)「斎場」は、住民が利用料金を払って、直接利用する施設として、【対象】とします。

* 県や市町が管理する施設のうち、対象外となる施設について、確認できる範囲で調査していますので、追って、個別に該当する販売事業者の方にお示しさせていただきます。但し、この調査結果には漏れがある可能性もあり、且つ、国の施設は含まれていないこと等から、参考として扱っていただき、各販売事業者において、個別に契約先にご確認いただきますようお願いいたします。

対象となるかどうか判断できない場合は、コールセンターまでお問合せください。